



森田にも、冬将軍がやってきました。つい先日まで、「暑い、暑い」と言っていたのですが、こうなると、あの暑い日がちょっと恋しいくらいですね。この時期は、冬将軍と一緒に、「卒業後の進路決定」という大きな山も訪れます。今回は、進路決定の際に出てくる、いろいろな言葉についてご紹介します。

[障害福祉サービス]

障害福祉サービスは様々ありますが、本校の卒業生が利用している主なサービスは、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労移行支援、生活介護、自立訓練などがあります。

就労継続支援 A 型事業所

福祉施設の事業の一つ。利用者と福祉サービスを提供する事業者との間で雇用契約を締結します。この契約に基づいて、事業所で就労の機会を提供するものです。この就労によって一般企業に向けた知識や能力の向上を図ります。また、雇用契約を結ぶので、最低賃金（青森県は時給額953円）が保障されます。また、就労扱いとなるため、相談支援事業所だけではなく、ハローワークの求職登録などの手続きが必要となります。令和6年の報酬制度改定により、A型事業所の数が激減しました。

就労継続支援 B 型事業所

福祉施設の事業の一つ。雇用契約は結ばないで、通所によって生産活動の機会を提供する事業です。一般企業への就労に必要な知識・能力がついた人には一般就労における支援が行われることになっています。軽作業から施設外就労など事業所により多種多様です。卒業直後からの利用にあたっては、在学中に1~2週間程度のアセスメント実習を実施する必要があります（※令和6年7月から就労選択支援制度に変更予定）。



就労移行支援

様々な障害のある方の一般企業への就職をサポートする通所型の福祉サービスです。原則2年間の利用期限があります。就労継続支援事業所や一般企業への就労を目指していくことができます。就労に必要な職業スキルや社会性、基礎生活力を身に付けるために、施設内で講座や職業訓練を受けたり、事業所での実習を行ったりします。また、就職活動のサポートとして、適性に合った職場探しや就職後の定着支援なども。西北地域（本校近隣）には、ジョブライン（社会福祉法人拓心会 五所川原市）、あーど就労サポートセンター（社会福祉法人あーど 五所川原市）、飛翔食房（社会福祉法人共生会 鶴田町）、いわきの里（社会福祉法人健誠会 弘前市）があります。



生活介護

常時介護を必要とする人が安定した生活を営むために、主として施設にて食事、排せつなどの介護のほか、創作活動や生産活動の機会を提供します。利用期限は定められていません。サービス内容は事業所によって送迎・作業・余暇活動・運動プログラム・機能訓練など様々で、本人のニーズに合った施設選びが重要となってきます。

障害福祉サービス受給者証

障害福祉サービス受給証は、障害者総合支援法や児童福祉法に基づいて運営している事業所の福祉サービスを受けるために必要となります。受給証を取得すると、行政からの給付金を受けながら福祉サービスを利用することができるようになります。

障害者手帳と受給証は全く別物であるため、障害者手帳をお持ちの方でも福祉サービスを利用する場合は、受給証の取得が必要となります。「受給証」の取得については、居住地の市町村役場の福祉窓口にお問い合わせください。

障害支援区分

「障害支援区分」は、その必要とされる支援の度合いに応じて、1～6の区分に分類されます。区分1が最も軽く、区分6が最も重い障害の程度ということになります。6つの区分の他にも、「非該当」という区分もあり、非該当と判断された場合、支援の必要性が低いと判断されることになるので、受けられる障害福祉サービスが制限されます。



行政が行う審査会により、障害支援区分の認定を行います。また、障害支援区分には有効期間があります。有効期間の終了後は更新のための再判定が必要となります。

就労アセスメント

特別支援学校を卒業後、すぐに就労継続支援 B 型の利用を検討している方や、就労継続支援 B 型事業所を利用して、就労継続支援 A 型や一般就労への移行を検討している方を対象として行われます。アセスメントの内容としては、健康管理や対人技能、職業適性などがあり、何が得意で、何が不得意なのか、どのような指示をすれば、どれくらいの時間仕事に取り組めるのかなど、実態把握を行います。

就労アセスメントは、就労移行支援事業所が1～2週間程度の日程で実施します。

就労アセスメントを行うメリットは以下の通りです。

- ・自分の障害に対する理解を深められる。
- ・就労継続支援 B 型の支援内容を知ることができる。
- ・就労継続支援 B 型を利用する理由が明確になる。

西北地域は、就労アセスメントを行っている事業所が少ないため、進路決定を見据えて計画的に取り組むことが必要です。

なお、令和5年3月の法律改正により、令和7年10月から就労アセスメントが「選択支援制度」に変更となります。